

## 練馬区個人情報保護条例と改正個人情報保護法との比較・整理一覧表

No.	項目（見出し）	条項	練馬区個人情報保護条例	条項	改正個人情報保護法	施行条例への規定可否	備考
1 総 則							
1-1	目的	第1条	<p>■ 条例の目的は以下のとおり。</p> <p>① 個人情報の収集や管理個人情報の管理、利用の適正に期すること。</p> <p>② 区民等の自己に関する管理個人情報の開示、訂正等を求める権利を条例にて保障することにより、個人情報に係る区民等の基本的人権の擁護と信頼される区政の実現を図ること。</p>	第1条 第3条	<p>■ 法の目的は以下のとおり。</p> <p>① 個人情報の適正な取扱いに関するの基本理念、政府による基本方針の作成、その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定めること。</p> <p>② 国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めこと。</p> <p>③ 個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであること等、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること。</p> <p>■ 法の基本理念は以下のとおり。 個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならない。</p>	○	法の目的や規範に反さない範囲で規定可能。
1-2	個人情報の範囲の定義	第2条 1号	<p>■ 個人情報とは、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（死者に関する情報を含む）。</p>	第2条	<p>■ 個人情報とは、生存する個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するもの。</p> <p>① 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの</p> <p>② 個人識別符号が含まれるもの</p>	×	
1-3	実施機関の定義	第2条 7号	<p>■ 実施機関とは、区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員および農業委員会ならびに議会をいう。</p>	第2条	<p>■ 行政機関等とは、次に掲げる機関をいう。</p> <p>① 行政機関</p> <p>② 地方公共団体の機関（議会を除く。）</p>	×	議会については別途規定を整備予定
1-4	実施機関等の責務	第3条	<p>■ 実施機関は、個人情報の収集、管理個人情報の管理・利用に当たっては、区民等の基本的人権を尊重するとともに、個人情報の保護を図るため必要な措置を講じなければならない。</p>	第5条	<p>■ 地方公共団体は、法律の趣旨にのっとり、国の施策との整合性に配慮しつつ、地方公共団体の区域の特性に応じて、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び当該区域内の事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、実施する責務を有する。</p>	○	法の目的や規範に反さない範囲で規定可能。
1-5	区民の責務	第5条	<p>■ 区民は、個人情報保護の重要性を認識し、相互に基本的人権を尊重するとともに、個人情報保護に関する区の施策に協力するよう努めなければならない。</p>	—	■ 規定なし	○	同上

## 練馬区個人情報保護条例と改正個人情報保護法との比較・整理一覧表

No.	項目（見出し）	条項	練馬区個人情報保護条例	条項	改正個人情報保護法	施行条例への規定可否	備考
<b>2 個人情報の収集および登録</b>							
2-1	要配慮(注意)個人情報・条例要配慮個人情報の定義	第9条	<p>■ 実施機関は、つぎに掲げる事項に係る個人情報を収集してはならない。</p> <p>① 思想、信条および宗教に関する事項 ② 社会的差別の原因となる社会的身分に関する事項 ③ 犯罪に関する事項</p> <p>■ 実施機関は、つぎのいずれかに該当する場合は、要注意情報に係る個人情報を収集することができる。</p> <p>① 法令等に定めがあるとき。 ② 業務の目的を達成するために欠くことができない場合で、あらかじめ審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。</p>	第2条 第60条 第5項	<p>■ 要配慮個人情報とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。</p> <p>■ 条例要配慮個人情報とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報(要配慮個人情報を除く。)のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。</p>	○	<p>条例要配慮事項の内容を条例で定めることも可能</p> <p>ただし、法に基づく規律を超えて取得や提供等に関する独自の制限を付加することはできない</p>
2-2	個人情報業務登録簿の作成・公表	第10条	<p>■ 実施機関は、個人情報を収集したり管理個人情報を管理・利用する業務について、つぎに掲げる事項を個人情報業務登録簿に登録しなければならない。</p> <p>① 業務の名称 ② 業務の目的 ③ 対象となる個人の範囲 ④ 個人情報の記録の種類 ⑤ 個人情報保護管理責任者 ⑥ 練馬区規則で定める事項</p>	第75条 第5項	<p>■ 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。</p>	○	<p>法で規定された個人情報ファイル簿とは別の登録制度を条例で規定することも可能</p>

## 練馬区個人情報保護条例と改正個人情報保護法との比較・整理一覧表

No.	項目（見出し）	条項	練馬区個人情報保護条例	条項	改正個人情報保護法	施行条例への規定可否	備考
<b>3 管理個人情報の管理</b>							
3-1	個人情報ファイル	第11条の2	<p>■ 実施機関は、個人情報ファイルを保有しようとするときは、つぎに掲げる事項を個人情報ファイル簿に登録しなければならない。</p> <p>① 個人情報ファイルの名称 ② 個人情報ファイルの利用目的 ③ 個人情報ファイルに記録される項目 ④ 個人情報ファイルに記録される個人の範囲 ⑤ 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項</p> <p>■ 実施機関は、要注意情報に係る管理個人情報を含む個人情報ファイルまたは2以上の業務に係る個人情報ファイルを保有しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かななければならない。</p> <p>■ 実施機関は個人情報ファイル簿を一般の閲覧に供しなければならない。</p>	第74・75条	<p>■ 行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、つぎに定める事項を記載した帳簿を作成し、公表しなければならない。</p> <p>① 個人情報ファイルの名称 ② 当該機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称 ③ 個人情報ファイルの利用目的 ④ 個人情報ファイルに記録される項目として個人情報ファイルに記録される個人の範囲 ⑤ 個人情報ファイルに記録される個人情報の収集方法 ⑥ 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨 ⑦ 記録情報を当該機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先 など</p> <p>■ 行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならない。</p>	×	
3-2	管理責任者	第12条	<p>■ 実施機関は、管理個人情報の適正な管理と安全の保護を図るため、個人情報保護管理責任者を置かななければならない。</p>	—	<p>■ 規定なし</p>	○	内部管理に関する規定など、個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項について条例で定めることも可能

## 練馬区個人情報保護条例と改正個人情報保護法との比較・整理一覧表

No.	項目（見出し）	条項	練馬区個人情報保護条例	条項	改正個人情報保護法	施行条例への規定可否	備考
<b>4 管理個人情報の利用</b>							
4-1	目的外利用および外部提供の制限	第16条	<p>■ 実施機関は、本人の同意を得た場合、業務の目的の範囲を超えて当該登録に係る管理個人情報を利用することができる。（目的外利用）</p> <p>■ 実施機関は、本人の同意を得た場合、収集した管理個人情報を区の機関以外のものに提供することができる。（外部提供）</p> <p>■ つぎのいずれかに該当するときは、本人の同意を得ないで目的外利用または外部提供をすることができる。</p> <p>① 法令等に定めがあるとき</p> <p>② 出版、報道等により当該管理個人情報の内容が公にされているとき。</p> <p>③ 人の生命、身体、健康または財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。</p> <p>④ 専ら統計の作成のために利用し、または提供する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれのないとき。</p> <p>⑤ あらかじめ審議会の意見を聴いて公益または区民福祉の向上のために特に必要があると実施機関が認めるとき。</p>	第69条	<p>■ 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。</p> <p>■ つぎのいずれかに該当するときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。</p> <p>① 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき</p> <p>② 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。</p> <p>③ 他の行政機関に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。</p> <p>④ 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。</p>	×	個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めることは、今回の法改正の趣旨に照らして許容されない
<b>5 電子計算組織の結合</b>							
5-1	電算(オンライン)結合	第17条	<p>■ 実施機関は、管理個人情報を提供し、または個人情報の提供を受けるため、区の電子計算組織と区の機関以外のものの電子計算組織とを通信回線その他の方法により結合するときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。</p>	—	■ 規定なし	×	個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めることは、今回の法改正の趣旨に照らして許容されない
5-2	電算(オンライン)結合の一時停止等	第18条	<p>■ 実施機関は、電算結合について、調査または報告の結果に基づき必要があると認めるときは、審議会の意見を聴いて、電算結合の一時中断等提供する管理個人情報および提供を受ける個人情報の保護に関し必要な措置を講じるものとする。</p>	—	■ 規定なし	×	漏えい等の事故が発生した際には個人情報保護委員会への報告義務あり

## 練馬区個人情報保護条例と改正個人情報保護法との比較・整理一覧表

No.	項目（見出し）	条項	練馬区個人情報保護条例	条項	改正個人情報保護法	施行条例への規定可否	備考
6 自己情報の開示および訂正等の請求							
6-1	不開示情報	第19条の2	<p>■ 開示の請求があったときは、開示の請求に係る自己情報につき各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該自己情報を開示しなければならない。</p> <p>① 開示請求者の生命、健康、生活または財産を害するおそれがある情報</p> <p>② 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものまたは開示請求者以外の特定の個人を識別することは出来ないが、開示することにより開示請求者以外の個人の権利利益を害する恐れがあるもの</p> <p>③ 法人その他の団体に関する情報または開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等または当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの</p>	第78条	<p>■ 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>① 開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報</p> <p>② 開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。</p> <p>③ 法人その他の団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。</p> <p>イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの</p> <p>ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</p>	○	情報公開条例の規定と同様の不開示情報を追加・削除することも可能



## 練馬区個人情報保護条例と改正個人情報保護法との比較・整理一覧表

No.	項目（見出し）	条項	練馬区個人情報保護条例	条項	改正個人情報保護法	施行条例への規定可否	備考
6-1	不開示情報	第19条の2	<p>④ 開示することにより、人の生命、身体、自由もしくは財産の保護または犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがある情報</p> <p>⑤ 実施機関ならびに国等、他の地方公共団体の内部または相互間における審議、検討または協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、特定の者に不当に利益を与えもしくは不利益を及ぼすおそれまたは不当に区民の間に著しい混乱を生じさせるおそれがあるもの</p> <p>⑥ 実施機関または国、独立行政法人等、他の地方公共団体もしくは地方独立行政法人が行う事務または事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>⑦ 法令等の規定により、開示することができないと認められる情報</p>	第78条	<p>④ 開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報</p> <p>⑤ 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報</p> <p>⑥ 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>⑦ 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p>	○	情報公開条例の規定と同様の非開示情報を追加すること可能
6-2	開示請求・訂正請求・削除請求・目的外利用中止に対する通知期限	第25条	<p>■ 実施機関は、開示等の請求があったときは、当該請求があった日の翌日から起算して、開示の請求にあつては15日以内に、訂正の請求、削除の請求または目的外利用等の中止の請求にあつては20日以内に、当該請求に応じるか否かの決定をし、その旨を書面により速やかに請求者に通知しなければならない。</p>	第83・94・102条	<p>■ 開示決定等は、開示請求があった日から30日以内にしなければならない</p> <p>■ 訂正決定等は、訂正請求があった日から30日以内にしなければならない。</p> <p>■ 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から30日以内にしなければならない。</p>	○	条例で規定することにより法で定める開示決定等の期限を短縮することも可能
6-3	開示請求の手数料	第31条	<p>■ 自己情報の開示等に要する費用は、無料とする。ただし、写しの作成および送付に要する費用は、請求者の負担とする。</p>	第89条	<p>■ 地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。</p>	○	開示請求に係る手数料の額については、条例で規定しなければならない

## 練馬区個人情報保護条例と改正個人情報保護法との比較・整理一覧表

No.	項目（見出し）	条項	練馬区個人情報保護条例	条項	改正個人情報保護法	施行条例への規定可否	備考
6-4	監督・監視	第33～34条	<ul style="list-style-type: none"> <li>区長は、毎年1回、各実施機関の個人情報保護制度の運用状況をとりまとめ、公表しなければならない。</li> <li>個人情報の収集ならびに管理個人情報の管理および利用の適正を期するため、定期的に、または必要に応じて監査を実施するものとする。</li> </ul>	第165～167条 第156～158条	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報保護委員会は、行政機関の長等に対し、法律の施行の状況について報告を求めることができる。</li> <li>地方公共団体の長は、この法律の規定に基づき個人情報の保護に関する条例を定めるときは、遅滞なく、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、その旨及びその内容を個人情報保護委員会に届け出なければならない。</li> <li>個人情報保護委員会は、行政機関等の義務に関する規定の円滑な運用を確保するために必要な場合には、行政機関の長等に対して、資料の提出の要求及び実地調査、指導及び助言並びに勧告を行う。</li> </ul>	○	内部管理に関する規定など、個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項について条例で定めることも可能
7 その他							
7-1	裁量的開示	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>規定なし</li> </ul>	第80条	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。</li> </ul>	×	
7-2	行政機関等匿名加工情報	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>規定なし</li> </ul>	第60条、第109～123条	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を作成することができる。</li> </ul>	○	現状、都道府県および指定都市のみに義務付け
7-3	審議会の設置	(審議会条例) 第1条	<ul style="list-style-type: none"> <li>(審議会条例)</li> <li>情報公開制度および個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため審議会を設置する。</li> </ul>	第129条	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。</li> </ul>	○	条例で規定することにより設置可能

## 資料2

令和4年6月9日  
情報公開課

### 今後のスケジュールについて

	日時	会場	主な検討項目（予定）
第1回	令和4年6月9日（木） 10時～12時	練馬区役所 本庁舎5階 庁議室	・「開示手数料」 ・「開示請求等の手続き（開示決定等の期限）」 ・「不開示情報」
第2回	6月27日（月） 15時～17時		・前回の論点整理と確認 ・「個人情報取扱事務登録」 ・「行政機関等匿名加工情報」 ・「審議会の設置」
第3回	7月7日（木） 10時～12時		・前回の論点整理と確認 ・「条例要配慮個人情報」 ・「報告書（案）」
第4回	7月28日（木） 10時～12時		・前回の論点整理と確認 ・「報告書」の確認（まとめ）
第5回	8月10日（水） 10時～12時		予備日

※ 議論の進捗状況により、開催回数や内容が変更となる場合があります。



## 開示等請求における手数料について

## 1 方向性（案）

- 開示等請求における手数料は無料とする。ただし、写しの作成および送付に要する費用は請求者の負担とする。

## 2 現行条例

- 自己情報開示等請求に要する費用は無料（条例第31条）
- 写しの作成および送付に要する費用は請求者の負担（条例第31条）

## 3 改正法

- 実費の範囲内において、条例の定める額の手数料を納めなければならない（法89条）  
〔政令〕行政文書1件につき300円（オンラインの場合には200円）+郵送費用
- 条例により手数料を無料とすることも可能

## 4 現状

- 自己情報開示等請求においては、条例に基づく請求のほか、所管課による情報提供（任意・無料）も並行して運用している。
  - ▷ 任意の情報提供は請求者の利便性（開示までの期間が短い）の観点から、積極的な運用を促している。
- 請求内容は、「死者の介護保険情報の開示」を求めるものが最も多く、「戸籍等の証明書発行履歴の確認」、「各種相談記録」などが続く。
- 請求目的は、裁判資料や事実確認といったものが多く、権利の濫用（同一人物からの大量請求）といった事案は見受けられない。
- 直近3年間の平均請求件数は、約300件/年である。

## 5 検討事項

- 手数料の金額（手数料に対する考え方）

## 6 検討パターン

案	概要	特徴/今後の検討課題
A案	手数料無料 + 実費負担 （※現状維持）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現状どおりの区民サービスを提供できる。</li> <li>・ 現状、大半の区が手数料は無料とする見込み。</li> </ul>
B案	手数料有料 + 実費負担 （※手数料は政令に合わせた額）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受益者負担の考え方に沿っている。</li> <li>・ 生活保護受給者等への手数料の減免措置の検討。</li> <li>・ 情報公開請求における手数料の取り扱いとの整合性の整理（自己情報開示等請求に合わせて有料とするのか）。</li> </ul>
C案	手数料有料 + 実費負担 （※手数料は区独自の額）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ B案と同じ</li> <li>・ 手数料金額の設定の検討（権利行使を阻害しない程度の費用負担金額の算出）</li> </ul>

## 7 検討結果

- ▶ 開示等請求については、「区民の権利行使のため、手数料は無料（写しの作成等実費は請求者負担）」とする。
- 一方で、公開請求については、「営業目的による請求や大量請求等是有料化してもよいのではないか」との考えもある。
- ※ 国は、公開請求（情報公開制度）については引き続き各地方公共団体の条例に基づく制度であり、その建付けをどのようにするかは各地方公共団体で判断するものとしている。
- 都や他区においても公開請求（情報公開制度）について、同様の課題を抱えており、現在も対応を検討中であることから、今回の条例改正に合わせた改正は行わず、継続検討とする。

## 開示請求等の手続き（開示決定等の期限）について

## 1 方向性（案）

- 開示請求等については、原則15日以内に決定することとする。

## 2 現行条例

請求の種類	決定期限
開示請求	15日以内に決定
訂正・削除・目的外利用等の中止請求	20日以内に決定

- ※ やむをえない理由がある場合には30日を限度として延長可能（条例第25条第1項・第3項）

## 3 改正法

請求の種類	決定期限
開示請求	30日以内に決定
訂正・利用停止（消去又は提供の停止含む）請求	30日以内に決定

- ※ 事務処理上の困難その他正当な理由がある場合ときは期間を30日以内に限り延長できる（法83条第1項・第2項）
- ※ 条例により開示決定等の期限を短縮することは許容される。

## 4 現状

- 現状、開示等請求は、ほぼ15日以内に決定処分がされており、延長規定を適用するケースはごく稀である。
- 開示請求は裁判等での使用を目的として行われることが多く、可能な限り早期に対象文書の交付（開示決定）を求めるケースが多い。
- 開示請求以外の請求（訂正・削除・目的外利用等の中止請求）は、数年に1件程度である。

## 5 検討事項

- 開示決定等の期限の短縮

## 6 検討パターン

案	概要	特徴
A案	開示請求 ▶ 15日以内に決定 その他の請求 ▶ 20日以内に決定 ・ 現行の条例規定をそのまま維持 (法の期限よりも短縮した日数)	・ 現状どおりの区民サービスを提供できる。
B案	開示請求 ▶ どちらも その他の請求 ▶ 15日以内に決定 ・ 現行の条例規定を実態に即した形に変更 (法の期限よりも短縮した日数)	・ 区民ニーズおよび実態を踏まえた運用となる。
C案	開示請求 ▶ どちらも その他の請求 ▶ 30日以内に決定 ・ 改正法の規定を適用	・ 区民サービスの低下に繋がる可能性がある。 ・ 内部調整等に要する時間に余裕が生まれる。

## 7 検討結果

- ▶ 現在の処理状況および請求者のニーズを踏まえ、可能な限り、早期に対象文書の交付（開示決定）を行う必要があることから、条例により法で規定する期限を短縮することが適当と考えられる。
- ▶ 開示請求以外の請求（訂正・利用停止（消去又は提供の停止含む）請求）についても「15日以内」の決定処分が可能と見込まれることから、いずれの請求についても「原則15日以内に決定」することとする。

# 開示等請求における不開示情報について

## 1 方向性（案）

- 新条例に「不開示情報」についての調整規定を設けないこととする。

## 2 現行条例

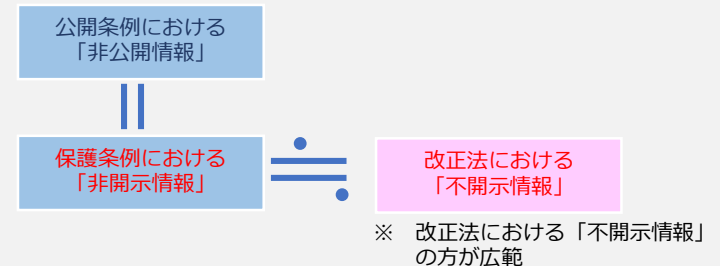
- 自己情報開示請求においては原則開示の考えのもと、「非開示情報」を列挙(条例第19条の2)

## 3 改正法

- 開示請求においては原則開示の考えのもと、「不開示情報」を列挙（法第78条第1項）
- 地方公共団体の機関においては
  - ① 法が定める「不開示情報」に該当するものであっても情報公開条例の規定により開示することとされている情報
  - ② 行政機関情報公開法第5条に規定する「不開示情報」に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものについては、条例で規定することにより、不開示情報から除外または追加することが可能（法第78条第2項）。

## 4 現状（現行条例と改正法の比較）

- 個人情報保護条例における「非開示情報」は情報公開条例の「非公開情報」（練馬区情報公開条例第7条第1号～第6号）に準拠。
- 個人情報保護条例における「非開示情報」は、改正法における「不開示情報」と合致している（改正法の「不開示情報」の方が広範）。  
※ 詳細については「別紙」参照



## 5 検討事項

- 情報公開条例の規定との整合性を確保するための調整規定の設定

## 6 検討結果

- ▶ 現行条例における「非開示情報」と改正法における「不開示情報」とで内容に齟齬はみられない。
- ▶ 現行条例の運用において、「非開示情報」（情報公開条例における「非公開情報」）について、見直しの必要性は低いと考えられることから、新条例において調整規定を設ける必要はないと思われる。
- ▶ 今後、情報公開条例の改正（非公開情報の見直し）を行う際には、別途、調整規定の必要性について検討する。

## 現行条例における「非開示情報」に対応する改正法の規定

個人情報保護条例 第19条の2（管理個人情報の開示義務）〔情報公開条例 第7条第1号～第6号で規定する「非公開情報」〕	改正法※1
(1) 開示の請求者の生命、健康、生活または財産を害するおそれがある情報	第78条第1項第1号
<p>(2) 開示の請求者以外の個人に関する情報であって、開示の請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示の請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)または開示の請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示の請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。</p> <p>ただし、つぎに掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法令等の規定によりまたは慣行として開示の請求者が知ることができ、または知ることが予定されている情報</p> <p>イ 人の生命、健康、生活または財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報</p> <p>ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職および氏名ならびに当該職務遂行の内容に係る部分</p>	第78条第1項第2号 ア：第78条第1項第2号イ イ：第78条第1項第2号ロ ウ：第78条第1項第2号ハ
<p>(3) 法人その他の団体に関する情報または開示の請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等または当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。</p> <p>ただし、つぎに掲げる情報を除く。</p> <p>ア 事業活動によって生じ、または生じるおそれがある危害から人の生命、身体または健康を保護するため、開示することが必要であると認められる情報</p> <p>イ 違法もしくは不当な事業活動によって生じ、または生じるおそれがある支障から区民の生活を保護するため、開示することが必要であると認められる情報</p> <p>ウ アまたはイに掲げる情報に準じる情報であって、開示することが公益上特に必要であると認められるもの</p>	第78条第1項第3号 本文・イ
(4) 開示することにより、人の生命、身体、自由もしくは財産の保護または犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがある情報	第78条第1項第5号 (類似規定)
(5) 実施機関ならびに国、独立行政法人等、他の地方公共団体および地方独立行政法人の内部または相互間における審議、検討または協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、特定の者に不当に利益を与えもしくは不利益を及ぼすおそれまたは不当に区民の間に著しい混乱を生じさせるおそれがあるもの	第78条第1項第6号
<p>(6) 実施機関または国、独立行政法人等、他の地方公共団体もしくは地方独立行政法人が行う事務または事業に関する情報であって、開示することにより、つぎに掲げるおそれその他当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>ア 監査、検査、取締りまたは試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれまたは違法もしくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれ</p> <p>イ 契約、交渉または争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体または地方独立行政法人の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれ</p> <p>ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ</p> <p>エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ</p>	第78条第1項第7号 ア：第78条第1項第1号ハ イ：第78条第1項第7号二 ウ：第78条第1項第7号ホ エ：第78条第1項第7号ヘ
(7) 法令等の規定により、開示することができないと認められる情報	規定なし※2

※1 改正法ではその他「国の安全等に関する情報」を不開示情報として規定

※2 他の法令の規定等により開示することができないとされている場合、当該情報が法第78条第1項各号のいずれに該当するかを実質的に判断する必要があるとのこと（「個人情報の保護に関する法律についてのQ &amp; A（行政機関等編）」より）

# 自己情報開示等請求の実績について

## 1 請求の種類

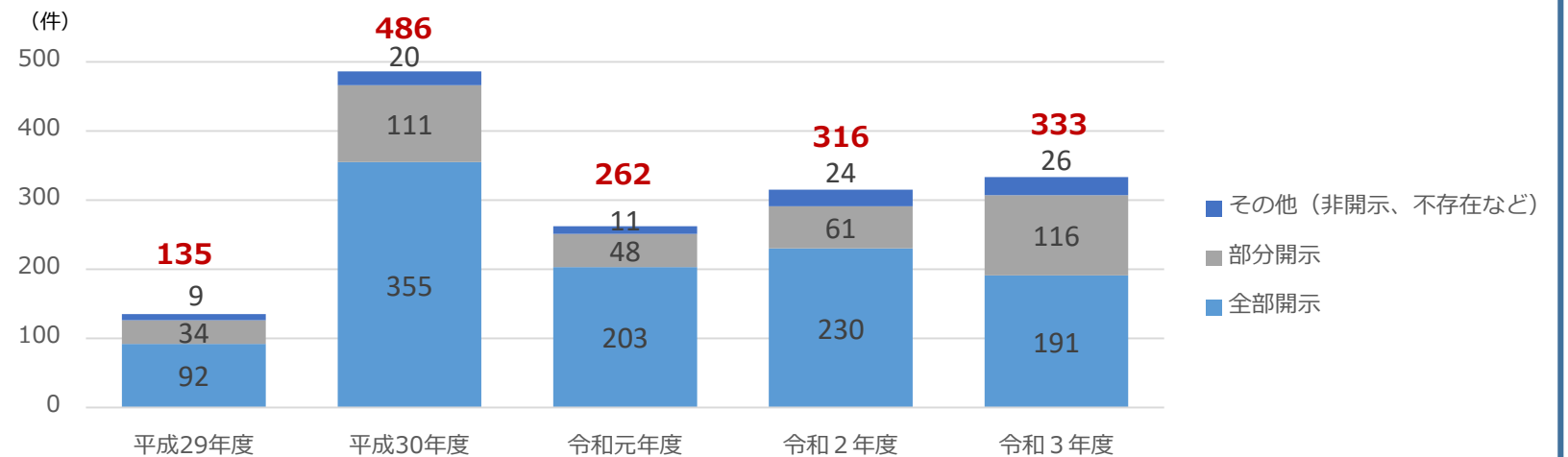
請求の種類	① 自己情報開示請求 (条例第19条)	実施機関に対して、自己に関する個人情報の開示を求めるもの。 ※ 死者の情報開示を含む。	▶ 請求後15日以内に決定
	② 訂正請求 (条例第21条)	実施機関が保有する管理個人情報の事実に関する部分に誤りがあると認められる場合、実施機関に対して、その訂正を求めるもの。	▶ 請求後20日以内に決定
	③ 削除請求 (条例第22条)	実施機関が個人情報の適正収集または個人情報ファイルの保有に係る規定に違反していると認められる場合、実施機関に対して、その削除を求めるもの。	
	④ 目的外利用等中止請求 (条例第23条)	実施機関が管理個人情報の目的外利用および外部提供の制限ならびに管理特定個人情報の目的以外の利用や提供の規定に違反していると認められる場合、その中止を求めるもの。	

## 2 請求実績

### 2-1 請求別実績 (直近5年)

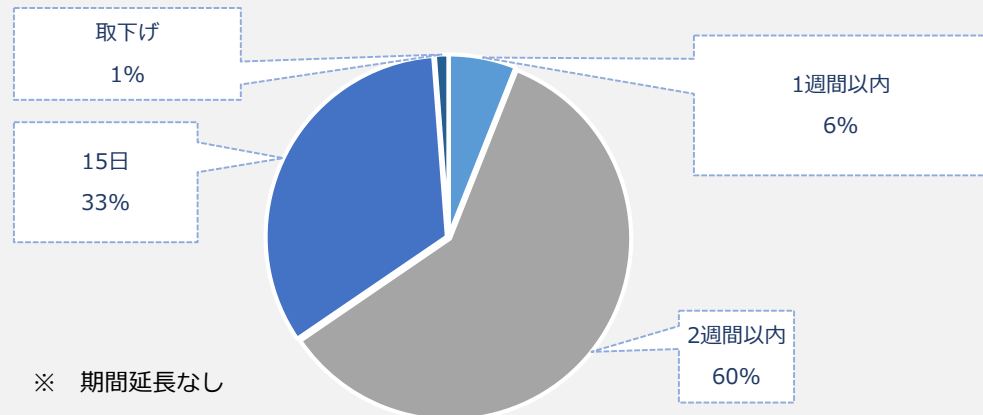
- ① 自己情報開示請求
  - ▶ 令和3年度：333件  
令和2年度：316件
- ② 訂正請求
  - ▶ 直近5年間で請求無し
- ③ 削除請求
  - ▶ 直近5年間で請求無し
- ④ 目的外利用等中止請求
  - ▶ 令和3年度：2件 (目的外利用の中止、外部提供の中止 各1件)  
令和2年度：1件 (外部提供の中止)

< ① 自己情報開示請求 の件数と開示決定状況の内訳 >

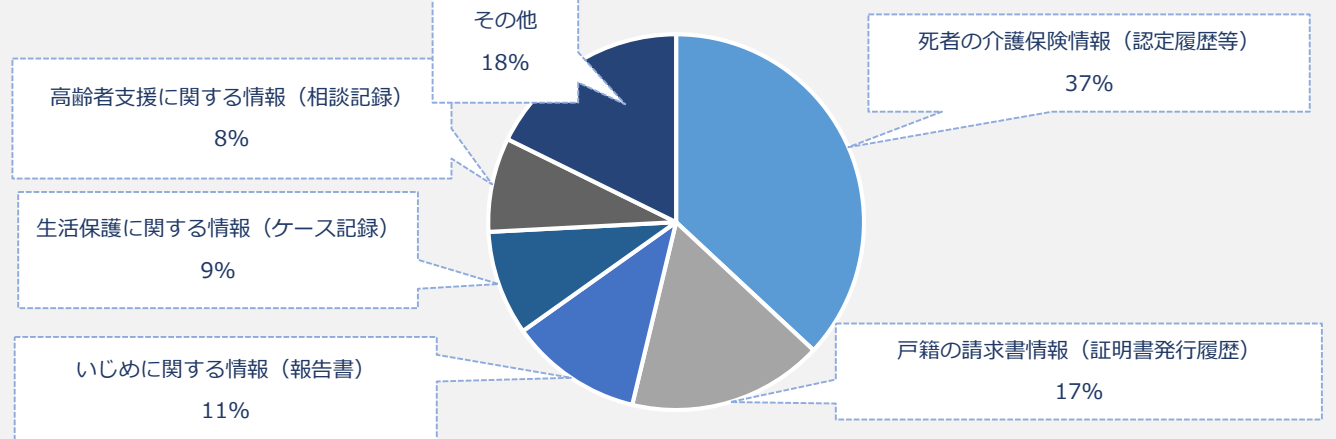


### 2-2 開示請求実績 (令和3年度)

#### ● 決定までの処理期間 n=333



#### ● 請求内容の内訳 n=333



(仮称) 練馬区個人情報保護法施行条例検討委員会設置要綱

令和4年6月3日

4 練総情第78号

(設置)

第1条 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の一部改正による個人情報保護制度の見直しに伴い、（仮称）練馬区個人情報保護法施行条例の制定およびこれに関連する規程の整備に関する調査検討等を行うため、練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会条例（平成12年3月練馬区条例第80号）第7条の規定により、練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）に（仮称）練馬区個人情報保護法施行条例検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、つぎに掲げる事項の調査検討等を行う。

- (1) （仮称）練馬区個人情報保護法施行条例の制定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、個人情報保護制度の見直しに伴う関連規程の整備に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、審議会の委員のうちから審議会の会長が指名する者16人以内をもって組織する。

(任期)

第4条 委員会の委員の任期は、令和5年3月31日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、審議会の会長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。ただし、審議会の会長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(意見聴取等)

第7条 委員会は、調査検討等のため必要があると認めるときは、職員その他の関係人に出席を求め、必要な資料を提出させ、意見を聴き、または説明を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員会の議決があったときは、非公開とすることができる。

(守秘義務)

第9条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密をみだりに漏らしてはならない。その職を退いた



後も、また、同様とする。

(報酬)

第10条 この委員会の委員の報酬は、練馬区特別職の職員で非常勤のものものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和31年10月練馬区条例第13号）別表の情報公開および個人情報保護運営審議会の規定を適用する。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、総務部情報公開課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年6月3日から施行する。